

光ディスクによる 給与支払報告書の提出について

佐伯市役所
市民生活部 税務課 市民税係

〒876-8585
大分県佐伯市中村南町1番1号
TEL 0972-22-3115
0972-22-4501
FAX 0972-22-3914

令和7年11月改訂

はじめに

平素より、佐伯市税務行政にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、平成 30 年度税制改正により、前々年の源泉徴収票の提出枚数が 100 枚以上 となる給与支払者は、給与支払報告書を電子的に提出することが義務化されています。

電子的に提出する方法として、eLTAX（エルタックス：地方税ポータルシステム） を利用して電子データを提出する方法、光ディスク（CD・DVD） に電子データを記録して提出する方法があり、佐伯市ではいずれの方法でも提出が可能です。

この案内書は 光ディスク によって提出するために必要な手続等について説明しています。

なお、税制改正に伴い、令和 6 年度課税分より特別徴収税額及び月割額等を記録した光ディスク等による通知は廃止されましたので、ご注意ください。（電子データの受け取りを希望される方は下記のとおり eLTAX をご利用ください。）

eLTAX（エルタックス）とは、地方税ポータルシステムの呼称で、地方税における手続を、インターネットを利用して電子的に行うシステムです。

給与支払報告書を電子データで提出することができ、紙の給与支払報告書を提出・郵送する必要がなくなります。

eLTAX の利用については、下記ホームページをご覧ください。

地方税共同機構 URL <https://www.eltax.lta.go.jp/>

目 次

1 給与支払報告書の電子提出について	3
2 提出について	
(1) 提出していただくもの	4
(2) 提出する媒体に記載する事項	4
(3) 提出期限	4
(4) 提出先	4
(5) 提出方法	4
(6) 複数の事業所をまとめて提出する場合	5
(7) 訂正が生じた場合	5
(8) その他留意事項	5
3 光ディスクの規格について	
(1) 光ディスクの規格	6
(2) ファイルの仕様	6
4 レコードの内容及び記録要領について	
(1) レコードの内容及び記録要領	7
(2) 各項目の記録に当たっての留意事項	16

1 納入書類の電子提出について

納入書類を eLTAX や光ディスクで電子的に提出するためには、総務省の定める統一レイアウトの CSV データの形で電子データを提出する必要があります。

統一レイアウトの CSV データの中身は、一行につき納入書類 1 枚分の情報が決まった順序で「,」で区切られた形で記録され、そのデータが納入書類の枚数分並んだ形となっています。

※統一レイアウトの形式については、本書 7 ページ「4(1)レコードの内容及び記録要領」に掲載。

(CSV データの中身のイメージ)

315dat01 - メモ帳
ファイル(F) 報告(E) 書式(O) 表示(V) ヘルプ(H)
315,,,大分県佐伯市大手町○丁目○番○号,株式会社 ○○○,0972-22-3111,,,...,01,大分県佐伯市中村南町○番○号,,佐藤 ○○,代表取締役,給料,9000000,,6
315,,,大分県佐伯市大手町○丁目○番○号,株式会社 ○○○,0972-22-3111,,,...,01,大分県佐伯市上浦大字津井浦○番地○,,鈴木 ○○,取締役,給料,8000000,
315,,,大分県佐伯市大手町○丁目○番○号,株式会社 ○○○,0972-22-3111,,,...,01,大分県佐伯市弥生大字上小倉○番地○,,高橋 ○○,○○部長,給料,700000
315,,,大分県佐伯市大手町○丁目○番○号,株式会社 ○○○,0972-22-3111,,,...,01,大分県佐伯市本匠大字波寄○番地,,田中 ○○,○○課長,給料,6500000,,4
315,,,大分県佐伯市大手町○丁目○番○号,株式会社 ○○○,0972-22-3111,,,...,01,大分県佐伯市大字千束○番地○,,伊藤 ○○,○○係長,給料,6000000,
315,,,大分県佐伯市大手町○丁目○番○号,株式会社 ○○○,0972-22-3111,,,...,01,大分県佐伯市大字赤木○番地,,渡辺 ○○,給料,5500000,,3860000,1
315,,,大分県佐伯市大手町○丁目○番○号,株式会社 ○○○,0972-22-3111,,,...,01,大分県佐伯市鶴見大字地松浦○番地○,,山本 ○○,給料,5000000,,34600
315,,,大分県佐伯市大手町○丁目○番○号,株式会社 ○○○,0972-22-3111,,,...,01,大分県佐伯市米水津大字浦代浦○番地○,,中村 ○○,給料,5000000,,346
315,,,大分県佐伯市大手町○丁目○番○号,株式会社 ○○○,0972-22-3111,,,...,01,大分県佐伯市蒲江大字蒲江浦○番地○,,小林 ○○,給料,4500000,,3060000,
315,,,大分県佐伯市大手町○丁目○番○号,株式会社 ○○○,0972-22-3111,,,...,01,大分県佐伯市向島○丁目○番○号,,加藤 ○○,給料,4500000,,3060000,1

(エクセルで表示した場合のイメージ)

315dat01.txt - Excel																		
日	左	右	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□		
ファイル	ホーム	挿入	ページレイアウト	数式	データ	校閲	表示	開発	Q 実行したい作業を入力してください...									
L20	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□		
A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R	S
1 315	大分県佐伯市大手町○丁目○番○号	株式会社	○○○,0972-22-3111			01	大分県佐伯市中村南町○番○号	佐藤 ○○,代表取締役	給料	9000000		6900000	21					
2 315	大分県佐伯市大手町○丁目○番○号	株式会社	○○○,0972-22-3111			01	大分県佐伯市上浦大字津井浦○番地○	鈴木 ○○,取締役	給料	8000000		6000000	20					
3 315	大分県佐伯市大手町○丁目○番○号	株式会社	○○○,0972-22-3111			01	大分県佐伯市弥生大字上小倉○番地○	高橋 ○○,○○部長	給料	7000000		5100000	19					
4 315	大分県佐伯市大手町○丁目○番○号	株式会社	○○○,0972-22-3111			01	大分県佐伯市本匠大字波寄○番地○	田中 ○○,○○課長	給料	6500000		4660000	18					
5 315	大分県佐伯市大手町○丁目○番○号	株式会社	○○○,0972-22-3111			01	大分県佐伯市宇目大字千束○番地○	伊藤 ○○,○○係長	給料	6000000		4260000	17					
6 315	大分県佐伯市大手町○丁目○番○号	株式会社	○○○,0972-22-3111			01	大分県佐伯市直川大字赤木○番地○	渡辺 ○○	給料	5500000		3860000	16					
7 315	大分県佐伯市大手町○丁目○番○号	株式会社	○○○,0972-22-3111			01	大分県佐伯市鶴見大字地松浦○番地○	山本 ○○	給料	5000000		3460000	15					
8 315	大分県佐伯市大手町○丁目○番○号	株式会社	○○○,0972-22-3111			01	大分県佐伯市米水津大字浦代浦○番地○	中村 ○○	給料	5000000		3460000	15					
9 315	大分県佐伯市大手町○丁目○番○号	株式会社	○○○,0972-22-3111			01	大分県佐伯市蒲江大字蒲江浦○番地○	小林 ○○	給料	4500000		3060000	14					
10 315	大分県佐伯市大手町○丁目○番○号	株式会社	○○○,0972-22-3111			01	大分県佐伯市向島○丁目○番○号	加藤 ○○	給料	4500000		3060000	14					

↑提出義務者の所在地や支払いを受ける者の氏名等決まった順序でデータが並んでいる。

一人一人手作業でこの CSV データを作成することはあまり現実的ではありません。

しかし、eLTAX に対応した給与システムを使用している場合、システムからのデータ抽出により、統一レイアウトの CSV データを作成することができるものがあります。

その作成された CSV データをインターネット上で eLTAX に送信する、または光ディスクに保存して市町村に提出していただくことで電子提出が可能となります。

※給与システムの種類により eLTAX に対応しているものと対応していないものがあります。

2 提出について

給与支払報告書を光ディスクにより提出する場合、次により提出してください。

※事前申請等は不要です。

(1) 提出していただくもの

- ・作成要領に基づいて調製した光ディスク 2 部（正本・副本）
- ・給与支払報告書総括表（書面）

(2) 提出する媒体に記載する事項

次の記載事項を光ディスクのラベル面に記載してください。

光ディスクに直接記載することが困難な場合は、記載した書面を添付してください。

【記載事項】

- | | | |
|-------------|---------|------------|
| ① 提出先市町村名 | ② 提出者名 | ③ 提出者住所 |
| ④ 提出件数 | ⑤ 提出年月日 | ⑥ 正本・副本の区別 |
| ⑦ 総枚数及び一連番号 | | |

※媒体が複数ある場合は、1/2、2/2 の区別を記載してください。

(3) 提出期限

佐伯市の給与支払報告書提出期限と同一です（毎年 1 月 25 日頃）。

(4) 提出先

〒876-8585 大分県佐伯市中村南町 1 番 1 号

佐伯市役所 税務課 市民税係

(5) 提出方法

郵送又は直接窓口へ提出してください。

(6) 複数の事業所をまとめて提出する場合

関連事業所の給与支払報告書を一事業所で取りまとめて一括して提出する場合は、各事業所の名称、指定番号（※既に番号指定している場合）を一覧表にして添付してください。

(7) 訂正が生じた場合

すでに提出済みの光ディスクの内容に訂正が生じた場合は、書面により訂正分の給与支払報告書を提出してください。

(8) その他留意事項

提出の際には、ファイルがコンピュータ・ウイルスに感染していないことを十分に確認してください。

3 光ディスクの規格について

(1) 光ディスクの規格

提出することができる光ディスクは、次に掲げるものとします。

種類	CD	DVD
サイズ	12cm	12cm
規格	CD-R	DVD-R
記憶容量	650MB	片面 4.7GB
記録形式	フォーマット	ISO 9660 (Level2) Joliet ※
	ファイル形式	CSV (カンマ区切形式)
記録コード	シフト JIS	
漢字水準	JIS 第1水準及び第2水準	

※書き込みは、ディスクアットワنس（シングルセッション）方式とします。

(2) ファイルの仕様

ファイル名は「315dat **.txt」としてください。

「**」の部分は、ファイルの数により「01」～「99」としてください。

レコードごとに改行してください。

(例) 2枚のCDに分けて提出する場合

- ・1枚目のCDに格納するファイル名……「315dat01.txt」
- ・2枚目のCDに格納するファイル名……「315dat02.txt」

※レコードの内容及び記録要領は 7~18ページのとおりとしてください。

4 レコードの内容及び記録要領について

(1) レコードの内容及び記録要領

項目番	項目名	入力文字基準		記録要領	
1	法定資料の種類	半角	3 文字	「315」を記録する。	
2	整理番号 1	半角	10 文字	税務署から連絡されている「整理番号1(10桁の数字)」を記録する(記録を省略しても差し支えない)。	
3	本支店等区分番号	半角	5 文字以内	税務署に連絡した本店及び支店等の各提出義務者を区分する番号(一連番号、支店番号等)を記録する。	
4	提出義務者の住所(居所) 又は所在地	全角	60 文字以内	提出義務者の住所(居所)又は所在地を記録する。	
5	提出義務者の氏名又は名称	全角	30 文字以内	提出義務者の氏名又は名称を記録する。	
6	提出義務者の電話番号	半角	15 文字以内	提出義務者の電話番号を記録する。 (例)「03-1234-5678」、「03(1234) 5678」	
7	整理番号 2	半角	13 文字	税務署から連絡されている「整理番号2(13桁の数字)」を記録する(記録を省略しても差し支えない)。	
8	提出者の住所(居所)又は 所在地	全角	60 文字以内	記録を省略する。	
9	提出者の氏名又は名称	全角	30 文字以内	記録を省略する。	
10	訂正表示	半角	1 文字	提出済みの誤りレコードを訂正(取消しを含む。)するための レコードの場合には「1」、その他の場合には「0」を記録する。	
11	年分	半角	2 文字	支払の確定した年を和暦で記録する。 なお、元年～9 年については、前ゼロを付加して「01」～ 「09」と記録する。	
12	支払を受ける者	住所又は 居所	全角	60 文字以内	支払を受ける者の住所又は居所を記録する。
13		国外住所 表示	半角	1 文字	支払を受ける場合の住所又は居所が国内である場合には 「0」を、国外である場合には「1」を記録する。
14		氏名	全角	30 文字以内	支払を受ける者の氏名を記録する。
15		役職名	全角	15 文字以内	支払を受ける者の役職名を記録する。
16	種別	全角	10 文字以内	支払金の種別(給与、賃金など)を記録する。	
17	支払金額	半角	10 文字以内	支払金額を記録する。 (注)未払金額を含む。	
18	未払金額	半角	10 文字以内	支払金額のうち、未払金額があれば記録する。	
19	給与所得控除後の給与等 の金額(調整控除後)	半角	10 文字以内	給与所得控除後の給与等の金額を記録する。	
20	所得控除の額の合計額	半角	10 文字以内	所得控除の額の合計額を記録する。	
21	源泉徴収税額	半角	10 文字以内	源泉徴収税額を記録する。 (注)未徴収税額を含む。	
22	未徴収税額	半角	10 文字以内	源泉徴収税額のうち未徴収税額があれば記録する。	

項目番	項目名		入力文字基準		記録要領
23	(源泉)控除対象配偶者の有無		半角	1 文字	書面による場合の記載に準じて記録する。 主たる給与等において、控除対象配偶者(年末調整の適用を受けていない場合には、源泉控除対象配偶者)を有する場合には「1」、それ以外の場合には「2」を記録する。 また、従たる給与等において、源泉控除対象配偶者を有する場合には「3」、それ以外の場合には「4」を記録する。
24	老人控除対象配偶者		半角	1 文字	老人控除対象配偶者を有する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。
25	配偶者(特別)控除の額		半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
26	控除対象扶養親族等の数	特定	主	半角	2 文字以内
27			従	半角	2 文字以内
28		老人	主	半角	2 文字以内
29			上の内訳	半角	2 文字以内
30			従	半角	2 文字以内
31		その他	主	半角	2 文字以内
32			従	半角	2 文字以内
33	障害者の数	特別障害者		半角	2 文字以内
34		上の内訳		半角	2 文字以内
35		その他		半角	2 文字以内
36	社会保険料等の金額		半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。 (注)小規模企業共済掛金を含む。
37	小規模企業共済等掛金		半角	10 文字以内	上記の社会保険料等の金額のうち小規模企業共済等掛金の額を記録する。
38	生命保険料の控除額		半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
39	地震保険料の控除額		半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
40	住宅借入金等特別控除等の額		半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
41	旧個人年金保険料の金額		半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
42	配偶者の合計所得		半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
43	旧長期損害保険料の金額		半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
44	受給者の生年月日	元号	半角	1 文字	受給者の生年月日の元号、年、月及び日を記録する。 元号については、昭和は「1」、大正は「2」、明治は「3」、平成は「4」、令和は「5」、その他は「9」を記録し、また「年」、「月」及び「日」については、それぞれ別項目で 2 桁を使用し、1 桁の場合は前ゼロを付加して記録する。 (例)「令和元年 9 月 30 日 → 5,01,09,30」
45		年	半角	2 文字	
46		月	半角	2 文字	
47		日	半角	2 文字	
48	夫あり		半角	1 文字	記録を省略する。
49	未成年者		半角	1 文字	該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。

項目番	項目名		入力文字基準		記録要領
50	乙欄適用		半角	1 文字	該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。
51	本人が	特別障害者	半角	1 文字	該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。
52		その他の障害者	半角	1 文字	該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。
53	老年者		半角	1 文字	記録を省略する。
54	寡婦		半角	1 文字	該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。
55	寡夫		半角	1 文字	記録しないでください。
56	勤労学生		半角	1 文字	該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。
57	死亡退職		半角	1 文字	該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。
58	災害者		半角	1 文字	該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。
59	外国人		半角	1 文字	該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。
60	中途就退職	中途就職・退職の区分	半角	1 文字	中途就・退職の区分及びその年月日を記録する。 中途就・退職の区分は、中途就職の場合には「1」、中途退職の場合には「2」、それ以外の場合には「0」を記録する。 また、「年」、「月」及び「日」については、それぞれ別項目で 2 桁を使用し、1 桁の場合は前ゼロを付加して記録する（「年」については和暦とする。） (例)「令和元年 9 月 30 日 → 01,09,30」
61		年	半角	2 文字	
62		月	半角	2 文字	
63		日	半角	2 文字	
64	他の支払者前職	住所(居所)又は所在地	全角	60 文字以内	他の支払者の住所(居所)又は所在地を記録する。
65		国外住所表示	半角	1 文字	他の支払者の住所(居所)又は所在地が国内である場合には「0」を、国外である場合には「1」を記録する。
66		氏名又は名称	全角	30 文字以内	他の支払者の氏名又は名称を記録する。
67		給与等の金額	半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
68		徴収した金額	半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
69		控除した社会保険料の金額	半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
70	災害者に係る徴収猶予税額		半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
71	他の支払者(前職)のもとを退職した年月日	年	半角	2 文字	書面による場合の記載に準じて記録する。 また、「年」、「月」及び「日」については、それぞれ別項目で 2 桁を使用し、1 桁の場合は前ゼロを付加して記録する（「年」については和暦とする。） (例)「令和元年 9 月 30 日 → 01,09,30」
72		月	半角	2 文字	
73		日	半角	2 文字	
74	住宅借入金等特別控除等適用家屋居住年月日(1回目)	年	半角	2 文字	年末調整の際に所得税における住宅借入金等特別控除(以下「住借控除」という。)の適用を受ける場合、その適用に係る家屋への居住開始年月日を記録する。 また、「年」、「月」及び「日」については、それぞれ別項目で 2 桁を使用し、1 桁の場合は前ゼロを付加して記録する（「年」については和暦とする。） (例)「平成 28 年 9 月 30 日 → 28,09,30」
75		月	半角	2 文字	
76		日	半角	2 文字	
77	住宅借入金等特別控除適用数 ※年数ではなく適用を受けた回数		半角	1 文字	年末調整の際に所得税における住借控除の適用を受ける場合、当該控除の適用数を記録する。 (例)租税特別措置法第 41 条第 1 項と同法第 41 条の 3 の 2 第 1 項の適用を受ける場合には「2」を記録する。

項目番	項目名	入力文字基準		記録要領
78	住宅借入金等特別控除可能額	半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
79	住宅借入金等特別控除区分 (1回目)	半角	2 文字	<p>住宅の新築・購入又は増改築の区分により、次の番号を記録する。</p> <p>租税特別措置法第 41 条第 1 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「01」、同法同条第 10 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「02」、同法第 41 条の 3 の 2 第 1 項又は第 5 項に規定する特定増改築に係る特別控除は「03」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「04」を記録する。</p> <p>なお、租税特別措置法第 41 条第 5 項又は同法第 41 条の 3 の 2 第 18 項に規定する特定取得に該当する場合で、同法第 41 条第 1 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「11」、同法同条第 10 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「12」、同法第 41 条の 3 の 2 第 1 項、第 5 項又は第 8 項に規定する特定増改築に係る特別控除は「13」、同法第 41 条第 16 項に規定する特別特定取得に該当する場合(新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第 6 条第 5 項に規定する特例取得に該当する場合及び同法第 6 条の 2 第 2 項に規定する特別特例取得に該当する場合を含む。)で、同法同条第 15 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「21」、同法同条第 18 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「22」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「24」を記録する。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第 6 条の 2 に規定する特例特別特例取得に該当する場合は、租税特別措置法第 41 条第 1 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「31」、同法同条第 10 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「32」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「34」を記録する。</p> <p>おつて、租税特別措置法第 41 条第 20 項に規定する特例居住用家屋又は同法同条第 21 項に規定する特例認定住宅等に該当する場合は、同法同条第 1 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「41」、同法同条第 10 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「42」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「44」を記録する。</p> <p>なお、複数の所得税における住借控除の適用を受ける場合は、1 回目の所得税における住借控除の適用について記録する。</p>
80	住宅借入金等の額(1回目)	半角	8 文字以内	租税特別措置法第 41 条の 3 の 2 第 1 項、第 5 項又は第 8 項に規定する増改築等住宅借入金等の金額を記録する。また、住宅の購入・増改築等で、複数の所得税における住借控除の適用を受ける場合は、1 回目の所得税における住借控除の適用について、租税特別措置法第 41 条第 1 項、第 10 項、第 15 項若しくは第 18 項又は同法第 41 条の 3 の 2 第 1 項、第 5 項若しくは第 8 項に規定する(特定増改築等)住宅借入金等の金額を記録する。
81	住宅借入金等特別控除等適用家屋居住年月日 (2回目)	年	半角	2 文字
82		月	半角	2 文字
83		日	半角	2 文字

項目番	項目名	入力文字基準	記録要領
84	住宅借入金等特別控除区分(2回目)	半角 2 文字	<p>住宅の購入・増改築等で、複数の所得税における住借控除の適用を受ける場合は、2回目の所得税における住借控除の適用について、次の番号を記録する。</p> <p>租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「01」、同法同条第10項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「02」、同法第41条の3の2第1項又は第5項に規定する特定増改築に係る特別控除は「03」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合は「04」を記録する。</p> <p>なお、租税特別措置法第41条第5項又は同法第41条の3の2第18項に規定する特定取得に該当する場合で、同法第41条第1項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「11」、同法同条第10項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「12」、同法第41条の3の2第1項、第5項又は第8項に規定する特定増改築に係る特別控除は「13」、同法第41条第16項に規定する特別特定取得に該当する場合(新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第6条第5項に規定する特例取得に該当する場合及び同法第6条の2第2項に規定する特別特例取得に該当する場合を含む。)で、同法同条第15項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「21」、同法同条第18項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「22」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「24」を記録する。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第6条の2に規定する特例特別特例取得に該当する場合は、租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「31」、同法同条第10項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「32」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「34」を記録する。</p> <p>おつて、租税特別措置法第41条第20項に規定する特例居住用家屋又は同法同条第21項に規定する特例認定住宅等に該当する場合は、同法同条第1項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「41」、同法同条第10項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「42」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「44」を記録する。</p>
85	住宅借入金等の額(2回目)	半角 8 文字以内	住宅の購入・増改築等で、複数の所得税における住借控除の適用を受ける場合は、2回目の所得税における住借控除の適用について租税特別措置法第41条第1項、第10項、第15項若しくは第18項又は同法第41条の3の2第1項、第5項若しくは第8項の規定により所得税における住借控除の適用を受ける場合、当該規定に規定する増改築等住宅借入金等の金額を記録する。
86	摘要	全角 300 文字以内	<p>書面による場合の記載に準じて記録する。</p> <p>住宅の購入・増改築等で、複数の所得税における住借控除の適用を受ける場合には、3回目以降の新築・購入又は増改築の区分を「住借区分(何回目)××」、所得税における住借控除の適用を受ける家屋への居住開始年月日を「住借控除居住年月日(何回目)××年××月××日」、住宅借入金等の額を「住借額(何回目)×××円」と記録する。</p> <p>退職手当等の支払を受ける配偶者又は扶養親族若しくは特定親族がいる場合には、その者の氏名、配偶者である場合は「退配」又は扶養親族である場合は「退扶」若しくは特定親族である場合は「退特」、生年月日(「元号」については、明治「1」、大正「2」、昭和「3」、平成「4」、令和「5」を記録し、「年」、「月」及び「日」については、2桁を使用し、1桁の場合は前ゼロを付加して記録する。)、住所(同居の場合</p>

項目番	項目名	入力文字基準	記録要領								
			<p>には「同」、別居の場合には「別」を記録する。)、障害者である場合は「普」又は特別障害者である場合は「特」、配偶者若しくは特定親族が非居住者である場合又は扶養親族が30歳未満又は70歳以上の非居住者である場合は「1」、扶養親族が30歳以上70歳未満の非居住者で留学生である場合は「2」、扶養親族が30歳以上70歳未満の非居住者で障害者である場合は「3」、扶養親族が30歳以上70歳未満の非居住者で生活費等に充てるための支払を38万円以上受けている者である場合は「4」、又は国内居住者である場合は「0」、合計所得金額の見積額を記録する。納税者が寡婦又はひとり親に該当しない場合は「0」、寡婦(退職手当等の支払を受ける扶養親族がいる場合に限る。)に該当する場合は「1」又はひとり親(退職手当等の支払を受ける扶養親族がいる場合に限る。)に該当する場合は「2」を記録する。</p>								
87	新生命保険料の金額	半角 10文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。								
88	旧生命保険料の金額	半角 10文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。								
89	介護医療保険料の金額	半角 10文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。								
90	新個人年金保険料の金額	半角 10文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。								
91	16歳未満扶養親族の数	半角 2文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。								
92	国民年金保険料等の金額	半角 10文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。								
93	非居住者である親族の数	半角 2文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。								
94	提出義務者の個人番号又は法人番号	半角 13文字以内	提出義務者の個人番号(12桁の数字)又は法人番号(13桁の数字)を記録する。								
95	支払を受ける者の個人番号	半角 12文字	支払を受ける者の個人番号(12桁の数字)を記録する。								
96	(源泉・特別) 控除対象配偶者	フリガナ 全角	30文字以内	控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者(年末調整の適用を受けていない場合には、源泉控除対象配偶者)の氏名のフリガナを記録する。							
97		氏名 全角	30文字以内	控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者(年末調整の適用を受けていない場合には、源泉控除対象配偶者)の氏名を記録する。							
98		区分 半角	2文字	控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者(年末調整の適用を受けていない場合には、源泉控除対象配偶者)が非居住者の場合には「01」、それ以外の場合には「00」を記録する。							
99		個人番号 半角	12文字	控除対象配偶者の個人番号(12桁の数字)を記録する。							
100	控除対象扶養親族等(1)	フリガナ 全角	30文字以内	控除対象扶養親族等(1)の氏名のフリガナを記録する。							
101		氏名 全角	30文字以内	控除対象扶養親族等(1)の氏名を記録する。							
102		区分 半角	2文字	控除対象扶養親族等(1)が控除対象扶養親族の場合は、下表のとおり区分を記録する。 <table border="1"> <tr> <td>控除対象扶養親族の分類</td> <td>区分</td> </tr> <tr> <td>居住者</td> <td>00</td> </tr> <tr> <td>非居住者で30歳未満又は70歳以上</td> <td>01</td> </tr> <tr> <td>非居住者で30歳以上70歳未満かつ留学により 国内に住所及び居所を有しなくなった者</td> <td>02</td> </tr> </table>	控除対象扶養親族の分類	区分	居住者	00	非居住者で30歳未満又は70歳以上	01	非居住者で30歳以上70歳未満かつ留学により 国内に住所及び居所を有しなくなった者
控除対象扶養親族の分類	区分										
居住者	00										
非居住者で30歳未満又は70歳以上	01										
非居住者で30歳以上70歳未満かつ留学により 国内に住所及び居所を有しなくなった者	02										

項目番	項目名	入力文字基準	記録要領																																										
			非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ障害者	03																																									
			非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ扶養控除の適用を受けようとする居住者からその年において生活費又は教育に充てるための支払を 38 万円以上受けている者		04																																								
<p>また、控除対象扶養親族等(1)が特定親族(年末調整の適用を受けていない場合には、源泉控除対象親族で合計所得金額又はその見積額が 58 万円超 100 万円以下の者)の場合は、各人別の合計所得金額又はその見積額に応じて下表のとおり区分を記録する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">合計所得金額又はその見積額</th> <th>区分 (特定親族が居住者)</th> <th>区分 (特定親族が非居住者)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>58 万円超</td> <td>85 万円以下</td> <td>10</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>85 万円超</td> <td>90 万円以下</td> <td>20</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>90 万円超</td> <td>95 万円以下</td> <td>30</td> <td>31</td> </tr> <tr> <td>95 万円超</td> <td>100 万円以下</td> <td>40</td> <td>41</td> </tr> <tr> <td>100 万円超</td> <td>105 万円以下</td> <td>50</td> <td>51</td> </tr> <tr> <td>105 万円超</td> <td>110 万円以下</td> <td>60</td> <td>61</td> </tr> <tr> <td>110 万円超</td> <td>115 万円以下</td> <td>70</td> <td>71</td> </tr> <tr> <td>115 万円超</td> <td>120 万円以下</td> <td>80</td> <td>81</td> </tr> <tr> <td>120 万円超</td> <td>123 万円以下</td> <td>90</td> <td>91</td> </tr> </tbody> </table>						合計所得金額又はその見積額		区分 (特定親族が居住者)	区分 (特定親族が非居住者)	58 万円超	85 万円以下	10	11	85 万円超	90 万円以下	20	21	90 万円超	95 万円以下	30	31	95 万円超	100 万円以下	40	41	100 万円超	105 万円以下	50	51	105 万円超	110 万円以下	60	61	110 万円超	115 万円以下	70	71	115 万円超	120 万円以下	80	81	120 万円超	123 万円以下	90	91
合計所得金額又はその見積額		区分 (特定親族が居住者)	区分 (特定親族が非居住者)																																										
58 万円超	85 万円以下	10	11																																										
85 万円超	90 万円以下	20	21																																										
90 万円超	95 万円以下	30	31																																										
95 万円超	100 万円以下	40	41																																										
100 万円超	105 万円以下	50	51																																										
105 万円超	110 万円以下	60	61																																										
110 万円超	115 万円以下	70	71																																										
115 万円超	120 万円以下	80	81																																										
120 万円超	123 万円以下	90	91																																										
103	個人番号	半角 12 文字	控除対象扶養親族等(1)の個人番号(12 枠の数字)を記録する。																																										
104	フリガナ	全角 30 文字以内	控除対象扶養親族等(2)の氏名のフリガナを記録する。																																										
105	氏名	全角 30 文字以内	控除対象扶養親族等(2)の氏名を記録する。																																										
106	控除対象扶養親族等(2) 区分	半角 2 文字	<p>控除対象扶養親族等(2)が控除対象扶養親族の場合は、下表のとおり区分を記録する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>控除対象扶養親族の分類</th> <th>区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>居住者</td> <td>00</td> </tr> <tr> <td>非居住者で 30 歳未満又は 70 歳以上</td> <td>01</td> </tr> <tr> <td>非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者</td> <td>02</td> </tr> <tr> <td>非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ障害者</td> <td>03</td> </tr> <tr> <td>非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ扶養控除の適用を受けようとする居住者からその年において生活費又は教育に充てるための支払を 38 万円以上受けている者</td> <td>04</td> </tr> </tbody> </table>				控除対象扶養親族の分類	区分	居住者	00	非居住者で 30 歳未満又は 70 歳以上	01	非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者	02	非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ障害者	03	非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ扶養控除の適用を受けようとする居住者からその年において生活費又は教育に充てるための支払を 38 万円以上受けている者	04																											
控除対象扶養親族の分類	区分																																												
居住者	00																																												
非居住者で 30 歳未満又は 70 歳以上	01																																												
非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者	02																																												
非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ障害者	03																																												
非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ扶養控除の適用を受けようとする居住者からその年において生活費又は教育に充てるための支払を 38 万円以上受けている者	04																																												
<p>また、控除対象扶養親族等(2)が特定親族(年末調整の適用を受けていない場合には、源泉控除対象親族で合計所得金額又はその見積額が 58 万円超 100 万円以下の者)の場合は、各人別の合計所得金額又はその見積額に応じて下表のとおり区分を記録する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">合計所得金額又はその見積額</th> <th>区分 (特定親族が居住者)</th> <th>区分 (特定親族が非居住者)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>58 万円超</td> <td>85 万円以下</td> <td>10</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>85 万円超</td> <td>90 万円以下</td> <td>20</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>90 万円超</td> <td>95 万円以下</td> <td>30</td> <td>31</td> </tr> <tr> <td>95 万円超</td> <td>100 万円以下</td> <td>40</td> <td>41</td> </tr> <tr> <td>100 万円超</td> <td>105 万円以下</td> <td>50</td> <td>51</td> </tr> <tr> <td>105 万円超</td> <td>110 万円以下</td> <td>60</td> <td>61</td> </tr> <tr> <td>110 万円超</td> <td>115 万円以下</td> <td>70</td> <td>71</td> </tr> </tbody> </table>				合計所得金額又はその見積額		区分 (特定親族が居住者)	区分 (特定親族が非居住者)	58 万円超	85 万円以下	10	11	85 万円超	90 万円以下	20	21	90 万円超	95 万円以下	30	31	95 万円超	100 万円以下	40	41	100 万円超	105 万円以下	50	51	105 万円超	110 万円以下	60	61	110 万円超	115 万円以下	70	71										
合計所得金額又はその見積額		区分 (特定親族が居住者)	区分 (特定親族が非居住者)																																										
58 万円超	85 万円以下	10	11																																										
85 万円超	90 万円以下	20	21																																										
90 万円超	95 万円以下	30	31																																										
95 万円超	100 万円以下	40	41																																										
100 万円超	105 万円以下	50	51																																										
105 万円超	110 万円以下	60	61																																										
110 万円超	115 万円以下	70	71																																										

項目番	項目名		入力文字基準		記録要領																																											
					115 万円超	120 万円以下	80	81																																								
					120 万円超	123 万円以下	90	91																																								
107	個人番号	半角	12 文字	控除対象扶養親族等(2)の個人番号(12桁の数字)を記録する。																																												
108	フリガナ	全角	30 文字以内	控除対象扶養親族等(3)の氏名のフリガナを記録する。																																												
109	氏名	全角	30 文字以内	控除対象扶養親族等(3)の氏名を記録する。																																												
				控除対象扶養親族等(3)が控除対象扶養親族の場合は、下表のとおり区分を記録する。																																												
				<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">控除対象扶養親族の分類</th> <th>区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>居住者</td> <td></td> <td>00</td> </tr> <tr> <td>非居住者で 30 歳未満又は 70 歳以上</td> <td></td> <td>01</td> </tr> <tr> <td>非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ留学により 国内に住所及び居所を有しなくなった者</td> <td></td> <td>02</td> </tr> <tr> <td>非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ障害者</td> <td></td> <td>03</td> </tr> <tr> <td>非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ扶養控除の 適用を受けようとする居住者からその年において生 活費又は教育に充てるための支払を 38 万円以上 受けている者</td> <td></td> <td>04</td> </tr> </tbody> </table>				控除対象扶養親族の分類		区分	居住者		00	非居住者で 30 歳未満又は 70 歳以上		01	非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ留学により 国内に住所及び居所を有しなくなった者		02	非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ障害者		03	非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ扶養控除の 適用を受けようとする居住者からその年において生 活費又は教育に充てるための支払を 38 万円以上 受けている者		04																							
控除対象扶養親族の分類		区分																																														
居住者		00																																														
非居住者で 30 歳未満又は 70 歳以上		01																																														
非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ留学により 国内に住所及び居所を有しなくなった者		02																																														
非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ障害者		03																																														
非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ扶養控除の 適用を受けようとする居住者からその年において生 活費又は教育に充てるための支払を 38 万円以上 受けている者		04																																														
110	控除対象扶養 親族等(3)	区分	半角	2 文字	また、控除対象扶養親族等(3)が特定親族(年末調整の適用を受けていない場合には、源泉控除対象親族で合計所得金額又はその見積額が 58 万円超 100 万円以下の者)の場合は、各人別の合計所得金額又はその見積額に応じて下表のとおり区分を記録する。																																											
					<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">合計所得金額又はその見積額</th> <th>区分 (特定親 族が居住 者)</th> <th>区分 (特定親 族が非居 住者)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>58 万円超</td> <td>85 万円以下</td> <td>10</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>85 万円超</td> <td>90 万円以下</td> <td>20</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>90 万円超</td> <td>95 万円以下</td> <td>30</td> <td>31</td> </tr> <tr> <td>95 万円超</td> <td>100 万円以下</td> <td>40</td> <td>41</td> </tr> <tr> <td>100 万円超</td> <td>105 万円以下</td> <td>50</td> <td>51</td> </tr> <tr> <td>105 万円超</td> <td>110 万円以下</td> <td>60</td> <td>61</td> </tr> <tr> <td>110 万円超</td> <td>115 万円以下</td> <td>70</td> <td>71</td> </tr> <tr> <td>115 万円超</td> <td>120 万円以下</td> <td>80</td> <td>81</td> </tr> <tr> <td>120 万円超</td> <td>123 万円以下</td> <td>90</td> <td>91</td> </tr> </tbody> </table>				合計所得金額又はその見積額		区分 (特定親 族が居住 者)	区分 (特定親 族が非居 住者)	58 万円超	85 万円以下	10	11	85 万円超	90 万円以下	20	21	90 万円超	95 万円以下	30	31	95 万円超	100 万円以下	40	41	100 万円超	105 万円以下	50	51	105 万円超	110 万円以下	60	61	110 万円超	115 万円以下	70	71	115 万円超	120 万円以下	80	81	120 万円超	123 万円以下	90	91
合計所得金額又はその見積額		区分 (特定親 族が居住 者)	区分 (特定親 族が非居 住者)																																													
58 万円超	85 万円以下	10	11																																													
85 万円超	90 万円以下	20	21																																													
90 万円超	95 万円以下	30	31																																													
95 万円超	100 万円以下	40	41																																													
100 万円超	105 万円以下	50	51																																													
105 万円超	110 万円以下	60	61																																													
110 万円超	115 万円以下	70	71																																													
115 万円超	120 万円以下	80	81																																													
120 万円超	123 万円以下	90	91																																													
111	個人番号	半角	12 文字	控除対象扶養親族等(3)の個人番号(12桁の数字)を記録する。																																												
112	フリガナ	全角	30 文字以内	控除対象扶養親族等(4)の氏名のフリガナを記録する。																																												
113	氏名	全角	30 文字以内	控除対象扶養親族等(4)の氏名を記録する。																																												
				控除対象扶養親族等(4)が控除対象扶養親族の場合は、下表のとおり区分を記録する。																																												
				<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">控除対象扶養親族の分類</th> <th>区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>居住者</td> <td></td> <td>00</td> </tr> <tr> <td>非居住者で 30 歳未満又は 70 歳以上</td> <td></td> <td>01</td> </tr> <tr> <td>非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ留学により 国内に住所及び居所を有しなくなった者</td> <td></td> <td>02</td> </tr> <tr> <td>非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ障害者</td> <td></td> <td>03</td> </tr> <tr> <td>非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ扶養控除の 適用を受けようとする居住者からその年において生 活費又は教育に充てるための支払を 38 万円以上 受けている者</td> <td></td> <td>04</td> </tr> </tbody> </table>				控除対象扶養親族の分類		区分	居住者		00	非居住者で 30 歳未満又は 70 歳以上		01	非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ留学により 国内に住所及び居所を有しなくなった者		02	非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ障害者		03	非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ扶養控除の 適用を受けようとする居住者からその年において生 活費又は教育に充てるための支払を 38 万円以上 受けている者		04																							
控除対象扶養親族の分類		区分																																														
居住者		00																																														
非居住者で 30 歳未満又は 70 歳以上		01																																														
非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ留学により 国内に住所及び居所を有しなくなった者		02																																														
非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ障害者		03																																														
非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ扶養控除の 適用を受けようとする居住者からその年において生 活費又は教育に充てるための支払を 38 万円以上 受けている者		04																																														
114	控除対象扶養 親族等(4)	区分	半角	2 文字																																												

項目番	項目名	入力文字基準	記録要領				
			また、控除対象扶養親族等(3)が特定親族(年末調整の適用を受けていない場合には、源泉控除対象親族で合計所得金額又はその見積額が58万円超100万円以下の者)の場合は、各人別の合計所得金額又はその見積額に応じて下表のとおり区分を記録する。				
			合計所得金額又はその見積額	区分 (特定親族が居住者)	区分 (特定親族が非居住者)		
			58万円超	85万円以下	10	11	
			85万円超	90万円以下	20	21	
			90万円超	95万円以下	30	31	
			95万円超	100万円以下	40	41	
			100万円超	105万円以下	50	51	
			105万円超	110万円以下	60	61	
			110万円超	115万円以下	70	71	
			115万円超	120万円以下	80	81	
			120万円超	123万円以下	90	91	
115		個人番号	半角 12文字	控除対象扶養親族等(4)の個人番号(12桁の数字)を記録する。			
116	16歳未満の扶養親族(1)	フリガナ	全角 30文字以内	16歳未満の扶養親族(1)の氏名のフリガナを記録する。			
117		氏名	全角 30文字以内	16歳未満の扶養親族(1)の氏名を記録する。			
118		区分	半角 2文字	16歳未満の扶養親族(1)が非居住者の場合には「01」、それ以外の場合には「00」を記録する。			
119		個人番号	半角 12文字	16歳未満の扶養親族(1)の個人番号(12桁の数字)を記録する。			
120	16歳未満の扶養親族(2)	フリガナ	全角 30文字以内	16歳未満の扶養親族(2)の氏名のフリガナを記録する。			
121		氏名	全角 30文字以内	16歳未満の扶養親族(2)の氏名を記録する。			
122		区分	半角 2文字	16歳未満の扶養親族(2)が非居住者の場合には「01」、それ以外の場合には「00」を記録する。			
123		個人番号	半角 12文字	16歳未満の扶養親族(2)の個人番号(12桁の数字)を記録する。			
124	16歳未満の扶養親族(3)	フリガナ	全角 30文字以内	16歳未満の扶養親族(3)の氏名のフリガナを記録する。			
125		氏名	全角 30文字以内	16歳未満の扶養親族(3)の氏名を記録する。			
126		区分	半角 2文字	16歳未満の扶養親族(3)が非居住者の場合には「01」、それ以外の場合には「00」を記録する。			
127		個人番号	半角 12文字	16歳未満の扶養親族(3)の個人番号(12桁の数字)を記録する。			
128	16歳未満の扶養親族(4)	フリガナ	全角 30文字以内	16歳未満の扶養親族(4)の氏名のフリガナを記録する。			
129		氏名	全角 30文字以内	16歳未満の扶養親族(4)の氏名を記録する。			
130		区分	半角 2文字	16歳未満の扶養親族(4)が非居住者の場合には「01」、それ以外の場合には「00」を記録する。			
131		個人番号	半角 12文字	16歳未満の扶養親族(4)の個人番号(12桁の数字)を記録する。			
132	5人目以降の控除対象扶養親族等の個人番号	全角 100文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。				

項目番	項目名		入力文字基準		記録要領	
133	5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号		全角	100文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。	
134	普通徴収		半角	1文字	該当する場合には「1」を、それ以外の場合には「0」を記録する。	
135	青色専従者		半角	1文字	該当する場合には「1」を、それ以外の場合には「0」を記録する。	
136	条約免除		半角	1文字	該当する場合には「1」を、それ以外の場合には「0」を記録する。	
137	支払を受ける者のフリガナ		半角	60文字以内	支払を受ける者の氏名のフリガナを記録する。	
138	受給者番号		半角	25文字以内	支払者(特別徴収義務者)において受給者に付設した番号を記録する。	
139	提出先市町村コード ※佐伯市は「442054」		半角	6文字	該当の全国地方公共団体コードを記録する。	
140	指定番号		半角	12文字以内	提出先市町村の指定した番号を記録する。 なお、新たに市町村に給与支払報告書を提出することとなつた等により前年度の指定番号がない場合には、記録を省略する。	
141	基礎控除の額		半角	10文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。 (注)令和2年度(令和元年分)以前の給与支払報告書を作成する場合には、記録を省略する。	
142	所得金額調整控除額		半角	10文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。 (注)令和2年度(令和元年分)以前の給与支払報告書を作成する場合には、記録を省略する。	
143	ひとり親		半角	1文字	該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。 (注)令和2年度(令和元年分)以前の給与支払報告書を作成する場合には、記録を省略する。	
144	控除対象 扶養親族	特親	主	半角 2文字以内	特定親族(年末調整の適用を受けていない場合には、源泉控除対象親族で合計所得金額又はその見積額が58万円超100万円以下の者)の数を主たる給与等と従たる給与等の区分に応じ、書面の記載要領に準じて記録する。	
145	等の数		従	半角 2文字以内		
146	特定親族特別控除の額		半角	10文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。	

(2) 各項目の記録に当たっての留意事項

[1] 住民税の徴収方法（普通徴収、特別徴収）の選択

項目番 134 に「1」を入力すると徴収方法が“普通徴収”となるため、特別徴収の対象者には入力しない。※16 ページ「項目番 134：普通徴収」参照

[2] 各項目共通

①半角文字の「、(カンマ)」は、各項目の区切り以外には使用しない。

＜例＞ 法定資料の項目…… × 1,200,000 ○ 1200000
--

②記録すべき事項がない項目については記録を省略して区切りを表す「, (カンマ)」を記録する（CSV 形式では必ず「, (カンマ)」で各項目が区切られていなければならない）。

<例> 半角の項目が記録不要の場合…… 前の項目,,後の項目

[3] 住所、居所又は所在地

①都道府県名から順次記録する。

ただし、都道府県名については省略しても差し支えない。

<例> ○ 東京都中央区銀座 1－1－1
○ 中央区銀座 1－1－1
○ 大阪市中央区大手前 2－2－2
× 中央区大手前 2－2－2 ⇒ 大阪市中央区大手前 2－2－2
(注) 政令指定都市については、市名を省略しない。

②正式な町名にカナが含まれている場合を除き、漢字で記録する。

<例> × 名古屋市港区アキハ 1－1－1 ⇒ 名古屋市港区秋葉 1－1－1
× 名古屋市港区あきは 1－1－1 ⇒ 名古屋市港区秋葉 1－1－1
○ 名古屋市港区いろは町 2－2－2

③～県、～市、～村等の「県」「市」「村」等の文字については省略しない。

また、句読点等によって代替しない。

<例> × 神奈川 横浜 港北 新横浜 1－1－1
× 神奈川、横浜、港北、新横浜、 1－1－1
○ 神奈川県横浜市港北区新横浜 1－1－1

④都道府県、市町村、字等の区切りは不要であるが、全角スペース 1 文字分の区切りがあっても差し支えない。

<例> ○ 神奈川県横浜市港北区新横浜 1－1－1
○ 神奈川県□横浜市□港北区□新横浜□ 1－1－1
× 神奈川県、横浜市、港北区、新横浜、 1－1－1
× 神奈川県□□横浜市□□港北区□□新横浜□□ 1－1－1
(注) 「□」は、スペース 1 文字分を表す。

⑤住所の記載に当たって、「丁目」「番地」「号」等の文字の代わりに記号を使用する場合は、「－」「～」「・」（全角）を使用することができるが、それ以外の記号は使用しない。

<例> ○ 千代田区丸の内 1－1－1
× 千代田区丸の内 1, 1, 1

⑥様方や気付は、この項目に記録し、氏名又は名称の項目には記録しない。

⑦郵便番号は記録しない。

[4] 氏名又は名称

①個人の姓と名の区切りには、全角スペース 1 文字分を記録する。ただし、区切りがない場合はそのままでも差し支えない。

②個人の肩書等は記録しない。

<例> × 税理士 佐伯 太郎 ⇒ ○ 佐伯 太郎

③法人の代表者名等は記録しない。

<例> × 佐伯産業株式会社 代表取締役 佐伯 太郎 ⇒ ○ 佐伯産業株式会社

④法人の組織名には必ずカッコ（全角）を付す。

<例>	○ 佐伯産業 (株)	○ (株) 佐伯産業
	○ 佐伯産業 (株)	○ 株) 佐伯産業
	× 佐伯産業 株)	× (株 佐伯産業
	× 佐伯産業／株	× 株、佐伯産業

組織名	略称		組織名	略称	
	漢字	カナ		漢字	カナ
株式会社	株、KK	カ、カブ	企業組合	企、企業	キ、キギョウ
有限会社	有、UK	ユ、ユウ	組合連合会	組連	クミレン
合資会社	資	シ	財団法人	財	ザイ
合名会社	名	メ、メイ	社団法人	社	シャ
医療法人	医	イ	社会福祉法人	福	フク
協同組合	協	キョウ	宗教法人	宗	シュウ
農業協同組合	農	ノウ	学校法人	学	ガク
漁業協同組合	漁	ギョ			

[5] 外字の取扱い

JIS 第 1 水準及び第 2 水準以外の漢字、カナ、記号等（以下「外字等」という。）及び半角文字は、次のとおり取扱う。

- ①半角文字のカナ、英数字、記号、丸付き数字、カッコ付き漢字等は、JIS 第 1 水準及び第 2 水準の全角文字に変換する。
- ②人名等に使用されている漢字等で、他の文字に変換できないものが含まれている場合には、原則として、その人名等をカナで記録する。
- ③外字がいわゆる異字体又は旧字体の場合で、それらを統一文字又は新字体に変換できるものは、それぞれの文字に変換する。

<例> 「徳田」 ⇒ 「徳 田」 「齋藤」 ⇒ 「斎 藤」